

顧問選任規則

(目的)

第1条 この規則は、東京協会定款第30条に規定する顧問および相談役の任用に準拠し、城西支部としての顧問の選任事項を定めることにより、支部の運営を円滑且つ適切に行うことを目的とする。

(顧問の役割)

第2条 顧問は支部の運営に関して支部長の諮問に答え、または意見を述べることができる。

(顧問の任用)

第3条 顧問は、次の経歴等を有する者から任用されるものとする。

- ①城西支部(支会)歴代 支部長(支会長)
- ②副支部長(副支会長)・監事経験者の中より人格、経験、リーダーシップなどを考慮
- ③診断協会(本部・東京協会理事以上)に係った経験者
- ④4区診断士会およびJCGの会長経験者(現役中は除く)

(顧問の選任)

第4条 顧問は、執行委員会の推薦により支部長が委嘱し、支部大会に報告する。

(顧問の退任)

第5条 顧問の任期は、執行委員任期に準じるが再任を妨げない。次期顧問が委嘱された時点で再任されない現顧問は退任するものとする。

(付 則)

施行 平成24年11月9日